⑵　**農産物流通等の合理化に関する目標**

事業再編計画に記載する「農産物流通等の合理化」の内容とは、例えば以下のような取組であって、農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展に資するものをいう。

①　販売委託料等の流通サービスに係る価格の引下げ

②　農産物の調達・販売方法の変更（農産物の品質、農業者の努力や創意工夫を評価した調達及び販売、農業者との直接取引又は長期契約による調達及び販売など）

③　農産物の付加価値向上やその消費拡大に資する新商品の開発、生産又は販売

認定を受けようとする事業者は、当該取組が農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展にどのように資するかの因果関係について記載するとともに、当該取組により達成しようとする目標について数値（新しい取組の売上高等）により設定するものとする。

⑶　**生産性の向上に関する目標**

生産性の向上に関する目標は、次のいずれかの指標の値（事業再編計画の対象となる事業部門単位で算出した値）が事業再編計画の終了年度において基準年度（事業再編計画の開始の直前の事業年度）における値よりも向上することとする。

①　減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の金額を総資産の金額で除した値

②　有形固定資産回転率

③　施設又は設備の稼働率

④　従業員一人当たり付加価値額の値

⑤　上記のいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標の値

⑷　**財務内容の健全性の向上に関する目標**

財務内容の健全性の向上に関する目標は、事業再編計画の終了年度において次の①及び②の両方を満たすことを原則とし、これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。

①　有利子負債合計額から現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が10以下となること。

②　経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。

3　事業再編の実施方法に関する事項

⑴　**保有する施設又は設備の相当程度の撤去又は廃棄**

農業競争力強化支援法施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省令第１号）第１条第１項第11号の「施設の相当程度の撤去」及び「設備の相当程度の廃棄」とは、それぞれ以下のものをいう。

①　施設の相当程度の撤去

当該撤去する施設の帳簿価額が当該撤去を行う事業者の保有する当該事業部門における全ての施設の帳簿価額の合計額の５％以上となること。

②　設備の相当程度の廃棄

当該廃棄する設備の帳簿価額が当該廃棄を行う事業者の保有する当該事業部門における全ての設備の帳簿価額の合計額の５％以上となること。

⑵　**事業再編計画の円滑かつ確実な実施**

事業再編計画の内容は、当該事業者の技術力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、当該事業再編計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないものとする。

⑶　**従業員との関係**

事業再編に係る事業所における労働組合等との協議により十分に話合いを行い、かつ、事業再編計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこととする。

4　その他事業再編に関する重要事項

事業再編計画の認定に際しては、上記のほか、次の要件に合致していることが必要である。

⑴　**適正な競争の確保**

事業再編計画を実施することに伴い、申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を困難にさせるおそれのあるものその他の当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないこと。

⑵　**一般消費者及び他の事業者の利益**

事業再編計画を実施することに伴い、当該事業者が生産、販売若しくは提供する商品又は提供する役務の価格の不当な引上げ等が誘発されることその他の一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害するおそれが生ずるものでないこと。

第２　事業参入の促進の実施に関する事項

1　事業参入促進対象事業の将来の在り方

⑴　**農業用機械製造事業（農業用機械に係る部品製造事業を含む。）**

農業用機械については、より低廉で必要十分な機能と耐久性を備えた農業用機械・部品、新技術を活用した画期的な商品開発等を促進していくことが必要であるため、機械製造企業、ベンチャー企業等の事業参入を促し、農業者のニーズに応えた農業用機械の開発競争等が行われる事業構造を確立する。

⑵　**種苗の生産卸売事業**

種苗については、国家戦略物資として我が国における官民の総力を挙げた開発・生産体制を強化することが必要であるため、化学・食品企業、ベンチャー企業等の事業参入を促し、稲、麦類及び大豆の種子を含め、農業者、実需者及び消費者のニーズに対応した種苗の開発競争等が行われる事業構造を確立する。

2　目標の設定に関する事項（良質かつ低廉な農業資材の供給に関する目標）

⑴　事業参入計画の期間は５年以内とする。

⑵　事業参入計画に記載する「良質かつ低廉な農業資材の供給」の内容とは、例えば以下のような取組であって、農産物の生産コストの低減に資するものをいう。

①　価格、機能又は利便性において一般的な商品と比べて優れた商品の開発、生産又は販売

②　他の事業者が取り扱っていない新たな商品の開発、生産又は販売

認定を受けようとする事業者は、当該取組が農産物の生産コストの低減にどのように資するかの因果関係について記載するとともに、当該取組により達成しようとする目標について数値（新商品の売上高等）により設定するものとする。

3　事業参入の実施方法に関する事項（事業参入計画の円滑かつ確実な実施）

事業参入計画の内容は、当該事業者の技術力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、当該事業参入計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないものとする。

4　その他事業参入に関する重要事項

事業参入計画の認定に際しては、上記のほか、事業参入計画を実施することに伴い、申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を困難にさせるおそれのあるものその他の当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないことが必要である。

（備考）

この告示における各種目標等における項目の計算方法は、次のとおりとする。

⑴　第１の２⑶の各項目の計算方法

ア　第１の２⑶①の「減価償却費」

「減価償却費」は、過去の実績や今後の設備投資計画に基づき、その予想額を計算する（第１の２⑷①の「減価償却費」も同様とする。）。

イ　第１の２⑶②の「有形固定資産回転率」

$$\text{有形固定資産回転率}=\frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産の帳簿価額}}$$

ウ　第１の２⑶③の「稼働率」

$$\text{稼働率}=\frac{\text{年間製造数量}}{\text{年間製造可能数量（１日当たりの製造可能数量}\times\text{年間操業日数）}}$$

エ　第１の２⑶④の「付加価値額」

付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費